

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第179号	
事故等種類	衝突（灯浮標）	
発生日時	平成22年9月30日（木） 13時45分ごろ	
発生場所	関門港 関門航路第31号灯浮標 福岡県北九州市門司埼灯台から真方位 043° 1,940m付近 （概位 北緯33° 58.5′ 東経130° 58.6′）	
事故等調査の経過	平成22年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 プレジャーモーターボート ^{しんえい}新栄丸、5トン未満</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 291-19586山口、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 本船 船首外板に破口及び亀裂、機関冠水（廃船処理） 灯浮標 擦過傷（修理なし）</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、関門海峡東口に向けて約5ノットの対地速力で航行中、平成22年9月30日13時45分ごろ、関門航路第31号灯浮標に正面衝突した。</p> <p>本船は、機関が冠水して使えなくなり、僚船にえい航されて関門港長府区に帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 2</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 西流約6ノット（早鞆瀬戸）</p>	
その他の事項	本船は、衝突の衝撃で機関室からの排水口に繋いでいたパイプが外れて浸水した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、関門海峡東口付近を東進中、船長が、釣り具の後片付けを行って関門航路第31号灯浮標に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、関門海峡東口付近を東進中、船長が、釣り具の後片付けを行っていたため、関門航路第31号灯浮標に気付かず、同灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	